

国際判例紹介 (12)

メイン湾境界画定事件

(カナダ対アメリカ合衆国)

(1984年10月12日国際司法裁判所 (特別裁判部) 判決)

佐々木 浩子
 (外務省国際法局海洋法室主査)
 本稿は筆者が所属する組織の
 見解ではありません。

はじめに

本事件は、カナダと米国の東海岸に所在するメイン湾について、両国の「大陸棚及び漁業水域を分割する単一の境界画定線はいかなるコースをたどるべきか」に関し、両国間で締結された特別合意に基づき、国際司法裁判所の特別裁判部で審理されたものである。

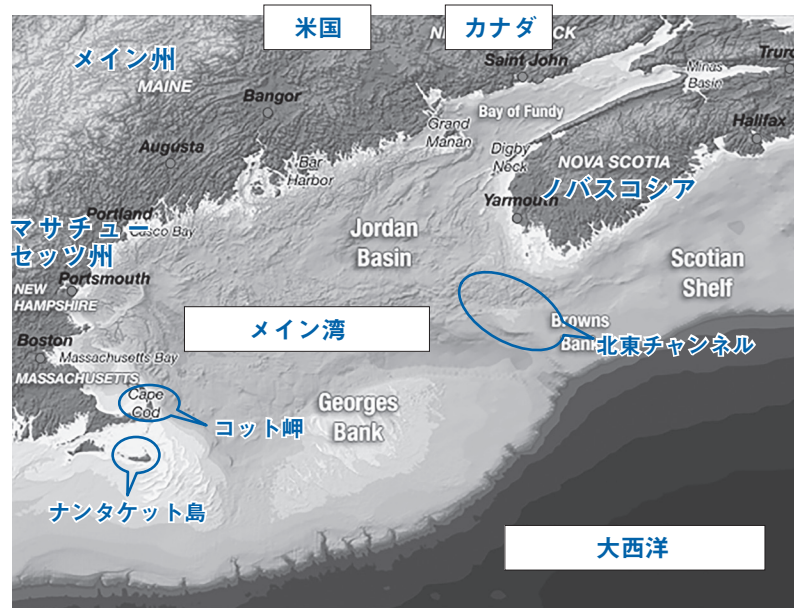


図1 関係海域

(The Gulf of Maine Council on the Marine Environment H P 掲載地図に筆者加工。at <http://www.gulfofmaine.org/2/gomc-home/the-gulf-of-maine/>)

1 事実概要

メイン湾では、1960年代に大陸棚の資源探査が開始された。当時、両国の間で大陸棚の境界は定められておらず、境界線の画定方法について両国の見解は対立していた。カナダが大陸棚条約第6条¹に規定される等距離線に依ることを主張したのに対し、米国は第6条に規定されている特別の事情の存在を根拠に等距離線は不衡平であるとして、北東チャンネルの最深線を境界線として主張したのである。なお、大陸棚条約について、カナダは1970年に、米国は1961年に批准している。

その後、1976～1977年に両国がそれぞれ200海里漁業水域を設定すると、紛争は新たな展開を見せることとなった。すなわち、それまで大陸棚の境界問題に限られていた紛争は、その上部水域である漁業水域の境界問題にも拡大したのである。両国は、1979年に「メイン湾の境界画定を拘束力ある紛争の解決に付託する条約」に署名し、同条約が発効した1981年11月に紛争を国際司法裁判所に付託した。

2 両国の主張

両国は、衡平な解決を達するために、関連事情を考慮した衡平原則を適用するという点では合意していたが、実際の境界画定方法については対立していた。主な主張の相違点は以下のとおりである（両国が主張した境界線は、図2のとおり）。

(1) カナダの主張

カナダは、従来主張してきた厳格な等距離線を修正し、コッド岬やナントケット島の存在を考慮しない形で測定した等距離線（境界線は、従来の主張よりもカナダ側に移動。）を主張した。

1 大陸棚条約第6条は、次のとおり規定している。

[1] 向かい合っている海岸を有する二以上の国の領域に同一の大陸棚が隣接している場合には、それらの国の間における大陸棚の境界は、それらの国の間の合意によって決定する。合意がないときは、特別の事情により他の境界線が正当と認められない限り、その境界は、いずれの点をとつてもそれらの国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線とする。

2 隣接している二国の領域に同一の大陸棚が隣接している場合には、その大陸棚の境界は、それらの国の間の合意によって決定する。合意がないときは、特別の事情により他の境界線が正当と認められない限り、その境界は、それらの国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にあるという原則を適用して決定する。]